（法第二十七条の五の内閣府令で定める要件）

第十四条　法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　既に第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第三項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの。次条第一項第六号及び第十七条第一項第七号において「確認事業実施計画」という。）に係る特定事業を実施しているものにあっては、当該特定事業を適正に実施していると認められること。

［四～八　略］

（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）

第十五条　法第二十七条の五に規定する課税の特例の適用を受けようとする会社は、別記様式第六による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出し、その指定を受けなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

［号を削る。］

三・四　［略］

［号を削る。］

五～七　［略］

［2～12　略］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第六の七の報告書に、当該指定会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

［号を削る。］

三・四　［略］

［号を削る。］

五～八　［略］

［2～9　略］

（法第二十七条の五の内閣府令で定める要件）

第十四条　法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

三　既に第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第三項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの。次条第一項第八号及び第十七条第一項第九号において「確認事業実施計画」という。）に係る特定事業を実施しているものにあっては、当該特定事業を適正に実施していると認められること。

［四～八　同上］

（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）

第十五条　法第二十七条の五に規定する課税の特例の適用を受けようとする会社は、別記様式第六による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出し、その指定を受けなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

三　基準事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立事業年度を経過している場合に限る。）

四・五　［同上］

六　組織図

七～九　［同上］

［2～12　同上］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第六の七の報告書に、当該指定会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

三　基準事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立事業年度を経過している場合に限る。）

四・五　［同上］

六　組織図

七～十　［同上］

［2～9　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。